

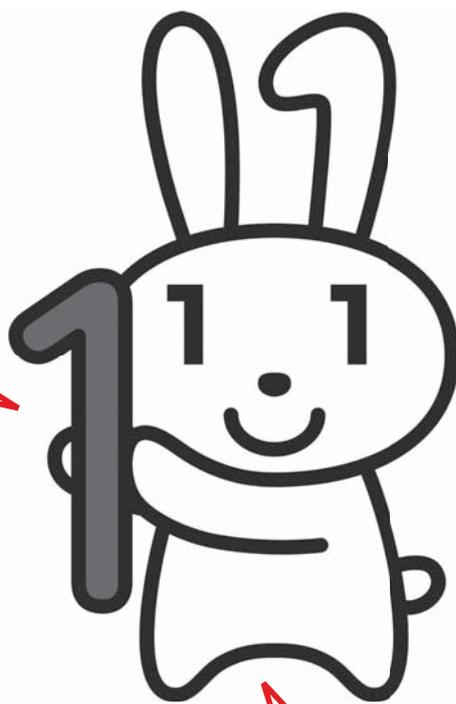
マイナンバー制度スタート!

マイナンバーの「通知カード」が簡易書留で届きます

マイナンバー制度の開始に伴いマイナンバー（個人番号）が割り当てられます。マイナンバーは、住民票を有する全ての方に付番される12ケタの番号です。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

10月中旬から11月末にかけて、皆様の住民登録地に、マイナンバーに関する通知が簡易書留・転送不要で届きます。**マイナンバーは一生使う番号です。届いた書類は、大切に保管してください。**

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報取得にご注意ください。通知前にマイナンバー制度関係で行政機関から手続を求めることはありません。



送られてくる封筒には、

- ☑マイナンバーの「通知カード」
 - ☑「個人番号カード」の申請書
 - ☑マイナンバーについての説明書が入っているよ。
- 大切にしていね。まちがって捨てないでね。

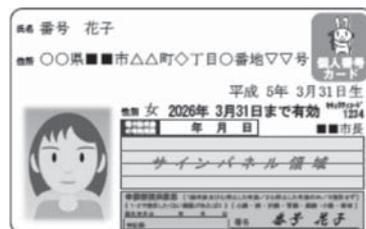
郵送で住民票のある方に配布される通知カード（紙製）



同封の申請書と返信用封筒を使って、「個人番号カード」の申請もできるよ。

希望者が申請すると取得できる個人番号カード（プラ製）

※マイナンバーはカード裏面に記載されます



- 本人確認の身分証明書として
- 電子証明書として(e-Taxなどに使用)
- コンビニ交付の利用に※

※下野市では、住民票と印鑑証明書をコンビニで受取れます。

かれることはありません。**マイナンバーは他人にむやみに教えないでください。**

■問い合わせ先

コールセンター

☎0570-20-0178

※IP電話等でつながらない場合

☎050-3816-9405

午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

市民課 ☎40-5557

URL: <http://www.sounu.go.jp/>

http://www.sounu.go.jp/kojinhangou_card/（総務省HP）